

令和5年6月23日
市民局
区連絡調整課
高橋 佐織
TEL 045-671-2048

古谷 靖彦 議員（日本共産党）要求資料

- 1 他の政令指定都市の実施状況
- 2 自衛官又は自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提供について
- 3 自衛官募集相談員の連名委嘱について（依頼）
- 4 「神奈川自衛隊音楽まつり 2023」冊子掲載用依頼文のご依頼
- 5 『横浜地区入隊・入校予定者激励会』へのご臨席について（依頼）
- 6 陸上自衛隊高等工科学校の生徒に関する募集のために必要な募集対象者情報の一部の写しの閲覧について（依頼）
- 7 自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提出について（回答）

※ 宛名シールに変更した旨を告知しない理由に関する文書はありませんでした。

○他の政令指定都市の実施状況

	自衛隊への募集対象者の情報 提供の実施有無 (令和5年2月時点)	提供方法 (令和4年2月時点)	提供を望まない人の 除外対応有無 (令和5年2月時点)
札幌市	有	紙媒体	有
仙台市	有	宛名シール	有
さいたま市	無		
千葉市	無		
川崎市	有	紙媒体	無
相模原市	有	宛名シール	有
新潟市	有	紙媒体	有
静岡市	有	宛名シール	有
浜松市	有	電子媒体 (CD-R)	無
名古屋市	有	宛名シール	有
京都市	有	宛名シール	有
大阪市	有	電子媒体 (CD-R)	有
堺市	有	宛名シール	有
神戸市	有	電子媒体 (DVD-R又はCD-R)	無
岡山市	有	宛名シール	有
広島市	無		
北九州市	有	宛名シール	有
福岡市	有	紙媒体	有
熊本市	有	紙媒体	有
備考	さいたま市、千葉市および広島市は住民基本台帳の閲覧のみ実施。		

起 案 用 紙

作成課 市民局区政支援部区連絡調整課				
令和 3年 3月 9日起案又は供覧		決裁者 副市長	文書番号 市区第428号	
令和 3年 3月 22日決裁又は供覧済み		作成年度 令和 2年度	保存期間 5年	廃棄年度 令和 8年度
文書分類 自衛官募集事務>募集事務関係書類				
件名 自衛官又は自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提供について				
特記事項 方針決定				
起案者 辻 憲汰	電話番号 671-2067		文書主任	公印承認 箇所数 (個)
回議ルート				
	[10]副市長 林 琢己 承認済			
[1] 区調整係 辻 憲汰 起案済	[2] 区調整係長 林 正隆 審査承認済	[3] 区連絡調整課長 藤岡 謙二 承認済	[4] 区政支援部長 小泉 宏 承認済	[5] 庶務係 阿部 美津紀 承認済
[5] 窓口サービス課専 任職 熊原 博隆 承認済	[6] 庶務係長 石井 幸子 承認済	[6] 担当係長 川口 喜也 承認済	[7] 窓口サービス課長 齊藤 誓 承認済	[7] 総務課長 瀧澤 朋之 承認済
[8] 総務部長 青木 幸雄 承認済	[9] 局長 石内 亮 承認済			

起 案 用 紙

本文

1 趣旨

自衛官自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提供について、これまで自衛隊神奈川地方協力本部（以下、「自衛隊」という）と協議のうえ住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第11条の規定に基づく閲覧対応を行っていましたが、このたび、自衛隊との協議が整いましたので、次のとおり募集対象者情報の提供を行います。

2 概要

平成26年9月に自衛隊から「抽出したリストの閲覧、又は紙媒体等での提供」の依頼を受け、平成27年6月から、従来の全閲覧による対応から抽出閲覧による対応へ変更し、自衛隊と区役所の負担軽減を図ってきました。

その後も継続的に双方の負担軽減を図るために協議を行った結果、このたび、一層効率的に自衛官募集事務を行うことができるよう、募集対象者情報を宛名ラベルにより提供することとします。

なお、令和3年2月に防衛省及び総務省の連名により通知が発出されており、住民基本台帳の一部の写しを提供することは法令上問題ないという見解が示されています。

3 提供を行う根拠

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月25日横浜市条例第6号）第10条第1項第1号の規定に基づく個人情報の目的外利用により提供します。

（市民情報課には確認済みです。）

4 提供方法

（1）自衛隊が指定する生年月日の範囲の募集対象者を住民基本台帳データから抽出し、氏名及び住所の2情報のみ、宛名ラベルに印字して提供します。

（2）令和3年度依頼分から実施します。

5 添付資料

（1）自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について（通知）
（令和3年2月5日付防人育第1450号、総行住第14号）

（2）根拠法令

（3）他都市の状況

防人育第1450号
総行住第14号
令和3年2月5日

各都道府県市区町村担当部長 殿
(市区町村担当課扱い)

防衛省人事教育局人材育成課長
総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について（通知）

令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項に規定する住民基本台帳の一部の写しをいう。以下同じ。）を国に提出できることの明確化について提案があり、別添のとおり「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」が令和2年12月18日に閣議決定されました。

この住民基本台帳の一部の写しの国への提出については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条に基づき、現行においても実施可能であるところですが、改めて下記のとおり通知します。

つきましては、貴職におかれましては、この旨を貴都道府県内の市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。）に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること。
- 2 上記の規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと。

以上

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（令和2年12月18日）
閣議決定

5 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】

（6）自衛隊法（昭29法165）及び住民基本台帳法（昭42法81）

自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合（自衛隊法97条1項及び同法施行令120条）については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。

（関係府省：防衛省）

【防衛省】

（1）自衛隊法（昭29法165）及び住民基本台帳法（昭42法81）

自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合（自衛隊法97条1項及び同法施行令120条）については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。〔再掲〕

（関係府省：総務省）

<参照条文>

○自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）（抄）

（都道府県等が処理する事務）

第 97 条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

2・3 （略）

○自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）（抄）

（報告又は資料の提出）

第 120 条 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

自衛隊法

(都道府県等が処理する事務)

第 97 条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

自衛隊法施行令

(報告又は資料の提出)

第 120 条 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(事務の区分)

第 162 条 第百十四条から第百二十条までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務、～(略)～は地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

横浜市個人情報の保護に関する条例

(利用及び提供の制限)

第 10 条 実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的（以下「目的外」という。）のために、当該保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有個人情報を目的外のために利用し、又は提供するときは、当該保有個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 実施機関は、保有個人情報を第 1 項第 5 号に掲げる事由により目的外のために実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

4 実施機関は、保有個人情報を第 1 項第 5 号に掲げる事由により目的外のために利用し、又は他の実施機関に提供したときは、その旨を審議会に報告するものとする。

資料3

○政令指定都市の実施状況

	募集対象者情報の提供について (令和3年1月時点)	
	提供方法	提供を望まない人の除外
札幌市	抽出閲覧	
仙台市	抽出閲覧	
さいたま市	閲覧	
千葉市	閲覧	
川崎市	提供（紙媒体）	
横浜市	抽出閲覧	
相模原市	抽出閲覧	
新潟市	提供予定（電子媒体）	○
静岡市	閲覧	
浜松市	提供（電子媒体）	
名古屋市	提供（宛名シール）	
京都市	提供（宛名シール）	○
大阪市	提供（電子媒体）	
堺市	提供（宛名シール）	○
神戸市	提供（電子媒体）	
岡山市	提供予定（紙媒体）	○
広島市	抽出閲覧	
北九州市	抽出閲覧	
福岡市	提供（紙媒体）	○
熊本市	提供（紙媒体）	
備考	※岡山市はR3年度から提供方法を『宛名シール』に変更予定。	

神奈川県
横浜市長 殿

自衛隊神奈川地方協力本部長
(公 印 省 略)

自衛官募集相談員の連名委嘱について（依頼）

謹啓 晩秋の候 貴台におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

自衛官の募集については、平素よりご協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところですが、これも、貴台の防衛の重要性と自衛隊に対する深いご理解、ご協力の賜物であり、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和3年度当初、貴台と小職の連名により委嘱した自衛官募集相談員の方々には、志願者に関する情報の提供、地方協力本部が行う募集のための一般的及び個別的広報に対するご協力をいただいているところでありますが、令和5年3月末をもって2年間の任期が満了いたします。このため、令和5年4月以降新たに貴台との連名により委嘱する必要性が生起するため、再度ご依頼する次第です。

貴台との連名による委嘱については、自衛官募集相談員にとって力強い支えとなるものと考えております。何卒、格別のご高配を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

なお、委嘱予定者につきましては、当地方協力本部横浜出張所長から別途ご連絡申し上げます。

末筆となりますが、横浜市の益々のご発展と貴台のご活躍、ご健勝を祈念申し上げます。

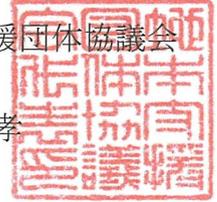
謹白

令和4年11月24日

横浜市長 山中竹春様

自衛隊神奈川地方協力本部支援団体協議会

代表 上野 孝



「神奈川自衛隊音楽まつり 2023」冊子掲載用挨拶文のご依頼

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当支援団体協議会におきましては「神奈川自衛隊音楽まつり 2023」を開催するにあたり、プログラム案内用冊子を作成し、県内外から協賛いただきました企業、個人をはじめ当日の入場者に配付しております。

つきましては、今般ご後援の承諾をいただける際は、横浜市長殿のご挨拶文を頂戴し、本冊子に掲載させていただきたいと思っております。

なお、本事業は「自衛隊入隊者に対する激励と、音楽を愛する県民の皆様と自衛隊の交流」を目的としており、何卒、この趣旨をご理解いただき、ご挨拶の一文を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

掲載冊子：神奈川自衛隊音楽まつり 2023 内容：自衛隊入隊予定者に対する激励

原稿文字数：500～750文字程度

原稿の様式：A4縦使用横書き

顔写真：縦4cm×横3cm 1枚

締切日：令和4年12月13日（火）

その他：原稿・顔写真は、出来るだけ電子版でお願い致します。

以上

問い合わせ先

〒231-0023 横浜市中区山下町162-1 横浜飛栄ビル301号 神奈川県隊友会内

神奈川自衛隊音楽まつり実行委員会 実行委員長 大西秀男

電話：045-212-4686 Fax：045-305-3595

E-mail：taiyu-kanagawa@nifty.com

〔担当：実行委員会 副委員長 新島 宏敏

電話 080-1045-9878 メール：21jm.003@gmail.com（直通）

令和5年1月吉日

横浜市長

山中 竹春 様

横浜出張所自衛官募集相談員会	会長 石井 一也
自衛隊市ヶ尾募集相談員会	会長 松浦 正義
自衛隊横浜上大岡募集相談員会	会長 山野井正郎
自衛隊中央募集相談員会	会長 栗原 俊二

『横浜地区入隊・入校予定者激励会』へのご臨席について（依頼）

謹啓 厳冬の候、山中様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より自衛隊及び自衛官募集相談員に対する深いご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、この度、来春自衛隊に入隊・入校予定の若人をお招きし、自衛官生活のスタートを祝うとともに、将来の活躍を祈念・激励する企画として、横浜市内の自衛官募集相談員会主催による『横浜地区入隊・入校予定者激励会』を下記のとおり開催致します。

つきましては、『国を守る』という崇高な職業を選択し、厳しい難関を見事に突破して入隊・入校を決意する横浜市民の若人達に対し、ご祝辞を賜りたくお願いを申し上げます。

何かとご多忙のことと存じますが、何卒ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

謹言

記

1 日 時

令和5年2月25日（土）午前10時00分～午前11時30分

（細部の時間及び行事等の内容につきましては、後日ご案内させていただきます。）

2 場 所

神奈川県民共済生活共同組合 県民共済みらいホール

（横浜市中区桜木町1-1-8-2 TEL045-201-3080）

3 依頼内容

入隊・入校予定者激励会へのご臨席・ご祝辞及び記念撮影

4 その他

連絡調整先

〒230-0051

横浜市鶴見区鶴見中央2-2-4 鶴見ダイカンプラザ210号

自衛隊神奈川地方協力本部横浜出張所

横浜地区隊長 兼 所長 田中 義剛

TEL/FAX：045-521-6027

横浜市 長 殿

自衛隊神奈川地方協力本部長
(公 印 省 略)陸上自衛隊高等工科大学の生徒に関する募集のために必要な
募集対象者情報の一部の写しの閲覧について（依頼）

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところです。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

さて、神奈川地方協力本部では、昨今の厳しさを増す募集環境の中、1名でも多くの入隊者を確保するため、募集活動を鋭意実施しております。貴職におかれましては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第115条、第119条及び第120条の規定に基づく各種ご協力をいただいているところではありますが、更なる募集強化を目的とし、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第29条第1項及び第35条に基づき、陸上自衛隊高等工科大学の生徒に関する募集のために必要な募集対象者情報の一部の写しの閲覧について、下記のとおり依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

記

1 依頼内容

陸上自衛隊高等工科大学の生徒の募集対象者である出生の年月日が平成20年4月2日から平成21年4月1日までの男子（日本人住民に限る。）の保護者（親権を行う者又は未成年後見人をいう。）に係る募集対象者情報に関する資料の閲覧（募集対象者及び同保護者以外の情報を含まないもの。）

2 利用目的

陸上自衛隊高等工科大学の生徒に関する募集事務に利用するため

3 根拠法令

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第29条第1項及び第35条

なお、閲覧させていただいた陸上自衛隊高等工科大学の生徒に関する募集のために必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも、自衛官等又は学生等に関する募集事務の円滑かつ適切な実施について、御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

市区第356号
令和5年2月28日

自衛隊神奈川地方協力本部長

横浜市 長
(公印省略)

自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提出について（回答）

令和5年2月16日神奈川地本第117号で依頼のありました標記の件につきまして、紙媒体（宛名ラベル）にて提出させていただきます。

担当 市民局区政支援部区連絡調整課 小林
電話 045 - 671 - 2067
ファクス 045 - 664 - 5295
電子メール sh-kuren@city.yokohama.lg.jp